

専決処分の承認を求めることについて

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

大磯町長 中 崎 久 雄

理由

令和2年3月27日付で非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が公布されたことに伴い、大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年9月26日大磯町条例第24号）の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月31日

大磯町長



大磯町条例第 8 号

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。